

生	00	01	5年
(令和11年3月末まで保存)			
(令和11年3月末まで有効)			

人 安 第 2 0 0 号
(刑 企 、 留 置)
令 和 6 年 3 月 1 3 日

生活安全部内所属長
(通信指令課長を除く。)
刑事部内所属長
交通部内所属長 殿
(運転免許課長・交通規制課長を除く。)
警備部内所属長
(機動隊長を除く。)
各 警 察 署 長

生 活 安 全 部 長

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に基づく警察官通報の運用上の留意事項について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第23条の規定に基づく通報（以下「警察官通報」という。）については、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に基づく警察官通報の適切な運用等について」（令和6年3月13日付け人安第199号）により「措置入院の運用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の内容の了知及び警察における適切な対応に係る指示がなされたところ、その運用上の留意事項は下記のとおりであるので、引き続き、対応に遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に基づく通報等の運用上の留意点について」（令和5年3月30日付け少安第192号）は廃止する。

記

1 警察官通報の趣旨（ガイドラインⅡ1関係）

警察官通報は、警察官が、通報対象者（異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者をいう。以下同じ。）を発見した場合に、最寄りの保健所長を経て県知事に通報を行うことで、青森県知事に対し、法第29条第1項又は法第29条の2第1項の規定に基づく入院措置（以下「措置入院」という。）等の適時適切な医療及び保護の提供を行う権限の発動を促すものである。

なお、法において精神障害者とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害その他の精神疾患を有する者と定義しており、警察官通報は、これらの者に対する医療の提供を行うために実施するものであることから、通報対象者は、精神障害に起因する者に限られることに留意すること。

2 警察官通報を行う前に確認すべき事項（ガイドラインⅡ 2 (1)関係）

警察官通報を受理した県の職員は、法第27条の規定に基づく精神保健指定医による診察（以下「措置診察」という。）を行う必要性の有無についての調査（以下「事前調査」という。）を行うこととなる。警察官通報を受理した県の職員が確認をすべき事項についてガイドラインに示されていることから、通報を行う警察官は、次の事項をあらかじめ整理するなどして、県の職員からの確認に適切に対応すること。

- (1) 警察官通報又は法第47条第1項に基づく相談のいずれか。
- (2) 通報時点における通報対象者の所在はどこか。
- (3) 通報対象者が、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第3条の規定等に基づき保護されている者又は刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定に基づき逮捕されている者であるか否か。
- (4) 警察官がいつ、どこで、どのような状況で通報対象者を発見したのか。
- (5) 警察官が通報対象者のどのような言動その他周囲の事情に鑑み、精神障害や自傷他害のおそれがあると認めたのか。
- (6) また、通報対象者について、精神疾患の既往歴、違法薬物使用の疑い又はアルコール摂取があるか否か。
- (7) 通報対象者の外傷、意識障害等の程度から、措置診察に係る手続に優先して身体的な診療を行う必要があるか否か。
- (8) 通報対象者の家族又はかかりつけ医があるか否か。あればその連絡先等。

3 措置入院が不要となった場合等の措置（ガイドラインⅡ 2 (2)関係）

精神障害者の取扱いにおいて、

警察官通報の要件に該当しないために通報を行わなかった場合、事前調査の結果において、措置診察が不要となった場合、措置診察の結果において措置入院が不要となった場合であっても、当該精神障害者又は親族等の意向を確認の上、最寄りの保健所

長に対し、法第47条第1項に基づく相談を行い、県が行う支援を受けられるように努めること。

4 その他特異な場合の警察官通報（ガイドラインⅡ 2（3）関係）

警察官通報においては、通報対象者の保護又は逮捕をしていない場合、通報対象者と認められる状況を視認していない場合又は通報対象者が精神科病院に入院中の患者である場合等、特異な場合での通報も想定される。このような場合の通報については、県の精神保健及び精神障害者福祉に関する事務を担当する部署（以下「担当部署」という。）の職員に対し、上記2に示した警察官通報を行う前に確認すべき事項に加え、より詳細な事項の確認を行う必要があることに留意するとともに、必要に応じて事前調査の方法について調整をすること。

5 刑事手続等との関係（ガイドラインⅢ 6 関係）

法第43条及び第44条において、措置入院に関する手続と、刑事事件や心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）に関する手続等との関係につき、必要がある場合には、措置入院の手続に関わらず、刑事手続又は医療観察法に関する手続を進めることができることが規定されていることから、刑罰法令に抵触する場合には、適切に検挙措置を講ずること。

6 県の担当部署の職員との協議（ガイドラインⅨ 関係）

県は、措置入院の適切な運用を行うために「地域の関係者による協議の場」を設けることがガイドラインに示されていることから、警察官通報に関わる関係所属が中心となって警察としての意見の申入れを行うなど主体的に協議に加わり県の担当部署との連携を推進すること。

なお、事前調査、措置入院及び法第29条の2の2の規定に基づく精神障害者の移送等の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条の規定に基づく法定受託事務として、県知事の責任で行われるものであり、厚生労働省から県に対し、同法第245条の9第1項及び同条第3項の規定に基づき、同事務の具体的な処理基準が示されている。これらを踏まえ、警察本部生活安全部人身安全対策課長は、「地域の関係者による協議の場」に限らず様々な機会を活用して、県の幹部に対し、同事務が県において適切に行われるよう申し入れを行うこと。

7 その他の留意事項

(1) 事案の再発及び拡大を防止するための措置

警察官通報を行った結果、措置入院に至らなかった場合には、上記3の措置を講ずるほか、事案の危険性及び切迫性に応じて、通報対象者に対する指導・警告、通報対象者の親族等に対する監督依頼、関係者に対する危害を避けるための助言等、

事案の再発及び拡大を防止するための措置を講ずること。

また、これらの措置に加え、警察が関係機関による相談窓口及び支援内容について教示を行った場合には、通報対象者及びその親族等が、早期に適切な支援が受けられるよう、県との緊密な連携を図ること。

(2) 事故の防止

通報対象者の動静には特段の注意を払うとともに、必要があつて、極度の興奮状態にある通報対象者の粗暴行為を制止する場合は、複数名の警察官で協力しつつ、多人数による頸部又は胸腹部への圧迫は避けるなど、必要最小限のものとなるよう配慮すること。

(3) 精神に障害を有する被疑者の留置等

精神に障害を有する被疑者の留置等を行う場合は、「精神に障害を有する被疑者の留置等に関する留意事項について」（令和5年6月2日付け刑企第7号）に基づき、適切な留置の要否の判断、警察官通報等及び検察官との連携等に留意し、適切に対応すること。また、措置診察を受診するための護送については、留置主任官が、必要な護送体制を構築して受診させるなど、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第201条に規定する診察に準じた措置を講ずること。

(4) 教養の実施

警察官通報を適切に運用するため、広く警察官通報に関わる可能性のある警察官に対し、ガイドラインの内容等について、継続的に教養を実施すること。

担当 人身安全対策課
人身安全対策第二係